

平成 25 年 7 月 12 日  
日本国土開発株式会社

## 除染モデル実証事業に関する一部報道について

今般、一部報道機関において、共同通信社の配信記事として、当社が JV で受託した「警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル実証事業」(2011.12～2012.2)において、340t の汚染水を農業用水に使う川に放流していたとの報道がなされましたが、放流水は除染箇所回収した水を全て沈殿等の処理を行った後放射能濃度を測定して自主管理基準(当時の暫定飲料水基準である 200 ベクレル/リットル)以下であることを確認の上放流したもので、放射能汚染水という表現は適切でないと考えております。

また、仮に管理基準として環境省令第三十三号第二十五条第一項第六号に定められている特定廃棄物処分基準として定められた基準を参照したとしても、法令で定められている 3 ヶ月の平均をとれば当社の排水は十分基準を下回っております。

当社は、除染モデル実証事業実施に当たり、二級河川小高川からの取水について請戸川土地改良区および南相馬市に協議書を提出し、回答書(同意)を頂き、河川管理者である福島県の河川計画課へ提出し、許可を頂きました。

排水については、全て処理を行って、自主管理基準値を下回っていることを確認し、側溝に放流する計画であり、汚水や汚染水を流すという予定も認識もなかったため、届出も行っておりませんでした。南相馬市除染対策室(当時)には南相馬市地区のモデル実証事業計画全体について JV、日本原子力研究開発機構様と共にご説明致しました。

以上の通り、本事業におきましては、当社は地元の皆様と共に、当時警戒区域内での除染作業を誠実に実施して参りましたが、このような事実を誤認させるような報道は誠に遺憾であり、当社として対応を検討中です。

今回の報道によって日本原子力研究開発機構様をはじめ福島県南相馬市の住民の皆様などにご心配をお掛けしました事、心よりお詫び申し上げます。